

Yokohama Open実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、Yokohama Open実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、ビリヤードの振興を図り、もってまちの魅力を向上させるため、Yokohama Openを継続的に開催することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) Yokohama Openの開催に関する事業
- (2) Yokohama Openの普及啓発に関する事業
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 委員会は、第2条の目的に賛同する団体の代表者又は個人により構成される委員によって組織する。

2 委員会の所在地は、横浜市中区伊勢佐木町2丁目66満利屋ビル4Fとする。

3 委員会は、構成員の変更にかかわらず存続するものとする。

(委員の資格・加入)

第5条 委員会の目的に賛同し、委員会の活動に協力する意思を有する団体の代表者又は個人は、会長の承認を得て委員となることができる。

2 委員として加入しようとする者は、会長に申し出るものとする。

(委員の脱退)

第6条 委員は、会長に届け出ることにより、任意に脱退することができる。

(委員の除名)

第7条 委員が次のいずれかに該当するときは、会議の議決により除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 正当な理由なく会費その他の義務を履行しないとき。

(役員)

第8条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以内
- (3) 監事 1名

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務及び事業の執行を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会計その他事務を監査する。

(顧問)

第10条 委員会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者より会長が委嘱する。

3 顧問は、委員会の事業を円滑に推進するため、重要な事項について、意見を述べることができる。

(知的財産権の帰属)

第11条 委員会の事業活動を通じて作成されたロゴマーク、ポスター、写真、動画、プログラム等の著作物に関する一切の権利(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、原則として委員会に帰属するものとする。

(任期)

第12条 委員及び顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬及び旅費)

第13条 委員及び顧問は、無報酬とする。

ただし、委員が委員会の業務のために、横浜市外に出張する場合の旅費については、別に定める。

第3章 会議

(会議の構成)

第14条 会議は、委員をもって構成する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または委員の2分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

2 委員が、会議の出席に支障があるときは、代理者を出席させることができる。

3 会議は、一同に会する方法のほか、オンライン又は書面による開催も可能とする。

4 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。前項に規定する書面による会議を開催する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議決事項)

第17条 会議は、次に定める事項について審議し、決定する。

- (1) 委員会の規約の変更に関すること。
- (2) Yokohama Openの基本計画に関すること。
- (3) 年度毎の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 委員会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

(会長の専決処分)

第18条 会長は会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第19条 委員会の事務を処理するため、事務局をPOOL LABOに置く。

2 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

第5章 会計

(会計・会計年度)

第20条 委員会の経費は、次に定める収入を充てる。

- (1) 分担金
- (2) 助成金
- (3) 協賛金
- (4) その他収入

2 委員会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。ただし、委員会 が解散することとした場合は、同日をもって終了する。

(財産の管理)

第21条 委員会の財産は、会長が管理する。

- 2 委員会の財産は、銀行預金その他確実な方法で保管しなければならない。
- 3 収入及び支出は、すべて会長が管理する口座を通じて行うものとする。

(予算及び決算)

第22条 会長は、第2年度以降の各会計年度について、事業計画及び予算を作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、毎会計年度終了後、事業報告及び決算報告を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
- 3 決算上剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第6章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第23条 委員会は、会議において解散の決議があったときは、速やかに実績報告及び決算報告を行い、解散する。

2 解散時に残余財産がある場合は、会議の決議をもって、同種の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(補則)

第24条 委員会の業務に関して生じた損害については、故意又は重過失がある場合を除き、委員個人に損害賠償責任を負わせないものとする。

(補則)

第25条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会議の承認を経て会長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年12月10日から施行する。

2 第20条第2項の規定にかかわらず、設立初年度の会計年度は、施行日から令和8年12月31日までとする。

3 委員会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長: 高橋 創

監事: 丸岡 良輔

附則(令和8年1月6日改正)

この規約は、令和8年1月6日から施行する。

附則(令和8年3月6日改正)

この規約は、令和8年3月6日から施行する。

2 令和8年3月6日付で選任された役員は、次のとおりとする。

副会長: 豊本 滯

附則(令和8年3月9日改正)

この規約は、令和8年3月9日から施行する。

附則(令和8年3月10日改正)

この規約は、令和8年3月10日から施行する。